

子育て短期支援事業 ●トワイライトステイ●

保護者が仕事その他の理由で緊急一時的に平日の夜間または休日に養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において、一時的に養育することによって、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

◎利用対象者

保護者が仕事その他等の理由により平日の夜間または休日に、一時的に家庭において養育できない佐賀市内に住民票がある児童

◎利用時間

- ・夜間養護（トワイライトステイ）月～日曜日/基本午後 6 時から午後 10 時まで
- ・宿泊（トワイライトステイ）月～日曜日/午後 10 時から翌朝 8 時まで
- ・休日（日曜日、祝日）/基本午前 8 時から午後 5 時まで

◎利用期間

- ・週 3 日以内、月 14 日以内（利用開始から 3 ヶ月以内の利用を限度とする）

◎利用料金

区 分		1 人 1 日当たりの利用料
生活保護世帯 非課税世帯ひとり親家庭	トワイライト事業基本分	0 円
	トワイライト事業宿泊分（オプション）	0 円
	休日預かり事業	0 円
非課税世帯 課税世帯ひとり親家庭	トワイライト事業基本分	300 円
	トワイライト事業宿泊分（オプション）	300 円
	休日預かり事業	1,000 円
課税世帯	トワイライト事業基本分	750 円
	トワイライト事業宿泊分（オプション）	750 円
	休日預かり事業	1,350 円

※入所中に医療費等かかる実費は別途負担となります。

◎事前登録に必要なもの

- ☐ 児童登録票 ☐ 母子手帳 ☐ 住民税課税額証明書（世帯全員分）※佐賀市で確認できない方
- ☐ ひとり親家庭であることを証明できる公的書類 ※ひとり親家庭の場合

◎利用申請に必要なもの ※利用希望日までに申請してください。

- ☐ 利用申請書

利用の流れ

① 事前登録申請



市（こども家庭課）へ児童登録票を提出。その後、市から登録決定書が届く。

② 利用申請



利用申請書を【受託施設】もしくは市（こども家庭課）へ提出する。
その後、市から決定通知書が届く。

③ 利 用

子どもを利用施設へ送る。預け時に利用料金を支払う。

◎相談・利用申請窓口

★児童家庭支援センター 絆

TEL070-1949-1075

こども家庭課 子育てコーディネート係

TEL40-7289

◎利用施設

- ・2歳未満児（乳児院）

みどり園 佐賀市金立町大字金立 453 番地

TEL 98-0247

- ・2歳以上児（児童養護施設等）

佐賀清光園 佐賀市呉服元町 5 番 18 号

TEL 23-3295

絆 佐賀市金立町大字金立 3931 番地

TEL 37-7723

※施設の空き状況により、利用できない場合があります。

※宿泊のみの利用はできません。

※児童・保護者やその他の同居家族が感染症にかかっている場合のご利用はできません。

※施設への送迎は保護者が行ってください。

保護者が送迎出来ない場合は、ファミリーサポート又は子育てタクシー等をご利用下さい。
又利用する日の前日までに施設の担当者と顔合わせをしてください。

預ける時に持ってくるもの

※持ち物には必ず名前を書いてください。

●トワイライトステイ

2歳未満児 母子手帳、健康保険証、子ども医療受給資格者証

2歳以上児 母子手帳、健康保険証、子ども医療受給資格者証、着替え、下着、パジャマ

※オムツが取れていない場合 オムツ（1日あたり必要な枚数）

●休日預かり

2歳未満児 母子手帳、健康保険証、子ども医療受給資格者証

2歳以上児 母子手帳、健康保険証、子ども医療受給資格者証、着替え、下着、

※オムツが取れていない場合 オムツ（1日あたり必要な枚数）

佐賀市役所 こども家庭課 子育てコーディネート係

佐賀市役所 1 階 58 番窓口 電話 0952-40-7289